

令和2年6月2日
長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
資料2-2

第2次長野市障害者基本計画 素案

長野市

第1編
総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

長野市（以下、本市という）では、平成23年度を初年度とする「笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン～長野市障害者基本計画～」において、「ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す」を基本理念とし、その実現に向けた取組を推進してきました。平成27年度には、取組状況を点検・評価するとともに、社会環境の変化や関連法令・制度等の動きも踏まえた中間見直しを行い、平成28年4月に「長野市障害者基本計画 [中間見直し版]」を策定しています。

この「長野市障害者基本計画 [中間見直し版]」が令和2年度で計画期間を終了することから、新たな「長野市障害者基本計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。

また、本市市政の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、「長野市地域福祉計画」をはじめ、関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

3 計画期間

計画期間は、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定年次と合わせ、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度					
第6期障害福祉計画	令和3年度～令和5年度			第7期		
第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度			第3期		

4 計画の推進

(1) 推進体制

①長野市障害ふくしネット等との連携・協働

長野市障害ふくしネットは、本市の障害者支援の中心的役割を担う市民参画組織です。本計画の推進にあたっては、長野市障害ふくしネットをはじめ、当事者団体や地域のボランティア団体、NPO等との連携・協働により、当事者に寄り添ったきめ細かな支援を推進します。

②庁内組織及び県・関係機関等との連携の強化

本計画は、保健・医療・福祉・雇用・教育等、幅広い分野にわたるため、長野市障害者基本計画庁内推進会議において、全庁的な調整を図りつつ、庁内関係各部署との連携を強化し、総合的かつ切れ目のない支援を推進します。

また、障害のある人への支援においては、高い専門性が必要なことから、県及び関係機関等との連携を強化し、情報共有を図りながら、効果的な施策の推進を図ります。

(2) 進捗管理

本計画の着実な推進を図るため、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において、施策・事業の進捗状況について毎年度点検・評価を行い、施策・事業の改善等につなげていくこととします。

第2章 障害者（児）施策の動向

1 関連法令・制度の動き

（1）障害者権利条約の批准

我が国では、平成26年1月に「障害者権利条約」に批准し、同年2月より効力が生じています。

条約では、第1条において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として定め、第2条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第5条で、締結国に対し、「障害に基づくあらゆる差別を禁止すること」や、「合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置」を求めています。

国が平成29年度に策定している「障害者基本計画（第4次）」は、条約との整合性を確保するものとなっています。

（2）障害者基本法の改正

国は、平成23年7月、「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正し、同年8月に施行しました。

改正では、障害者の定義を見直したほか、障害者や障害児が可能な限りその身近な場所において、医療、介護やリハビリテーション、療育等の支援を受けられるよう必要な施策を行うこと、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図ること、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うこと、災害時の安全確保のために必要な情報提供を行うこと、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を行うことなどが追加されています。

（3）障害者総合支援法の改正

平成25年4月、これまでの「障害者自立支援法」が見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称されたほか、障害者の範囲への難病の追加、「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更等が行われています。

平成28年5月には、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を目的とした改正が行われ、平成30年4月から施行されています。

(4) 障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月から施行されています。

同法では、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務付けることなどが盛り込まれています。

(5) 障害者差別解消法の制定

「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

(6) 発達障害者支援法の改正

平成 17 年の発達障害者支援法の制定から約 10 年が経過し、その間、障害者基本法の改正（平成 23 年）をはじめ、各法制度において発達障害が位置づけられてきています。

平成 28 年 5 月には、今後、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援を推進しています。

(7) 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が平成 28 年 4 月から施行され、雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることになりました。

(8) 障害者基本計画（第 4 次）の策定

国は、障害者基本条約の理念に即して改正された障害者基本法第 1 条に規定されている「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」とする目的の達成に向けて、平成 30 年度を初年度とする「障害者基本計画（第 4 次）」（以下、基本計画という。）を策定しました。

併せて、基本計画では、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「ひとりひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

また、基本計画では、各分野に共通の横断的な視点及び各分野における障害者施策における基本的な方向を示しています。

(各分野に共通する横断的な視点)

- ① 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤ 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ⑥ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(各分野の障害者施策における基本的な方向)

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

2 長野県の取組

長野県は、平成 30 年 3 月に長野県障害者計画、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を一体化した「長野県障がい者プラン 2018」を策定しています。

「長野県障がい者プラン 2018」では、その基本理念を「障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。」とし、以下を重点的に取り組む施策として掲げています。

(重点的に取り組む施策)

①障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

②地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。

③社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

④多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

3 長野市における障害者施策の位置付け

本市市政の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で計画期間とし、まちの将来像を「幸せ実感都市『ながの』～ “オールながの” で未来を創造しよう～」として、その実現に向けて 7 つの分野において目指す方向と政策・施策を示しており、障害者施策については、このうち 4 つの分野で言及しています。

保健・福祉分野では、人にやさしく 人がいきいき暮らすまち「ながの」を目指し、だれもが自分らしく暮らせる社会の形成に向けて、「障害者（児）福祉の充実」を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

(主な取組)

- ・障害のある人のニーズに応じた多様な障害福祉サービスを提供するとともに、社会参加を支援します。

- ・障害や障害のある人に関する理解を促進し、障害者差別解消に向けた取組を推進します。
- ・子どもの障害の早期発見や切れ目のない相談支援に取り組めます。

教育・文化分野では、豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」を目指し、スポーツを軸としたまちづくりを推進するため、だれもがスポーツを楽しめる環境づくりの推進を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

(主な取組)

- ・障害者のスポーツ参加の機会拡大やだれもが使いやすい環境づくりを推進します。

産業・経済分野では、産業の活力とにぎわいのあふれるまち「ながの」を目指し、安定した就労を促進するため、就労の促進と多様な働き方の支援を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

(主な取組)

- ・仕事と子育ての両立支援や障害者、シニア世代の就労確保等を推進します。

都市整備分野では、快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」を目指し、いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを推進するため、多世代のだれもが暮らしやすいまちづくりの推進を施策に掲げ、主に以下に取り組むとしています。

(主な取組)

- ・ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます。

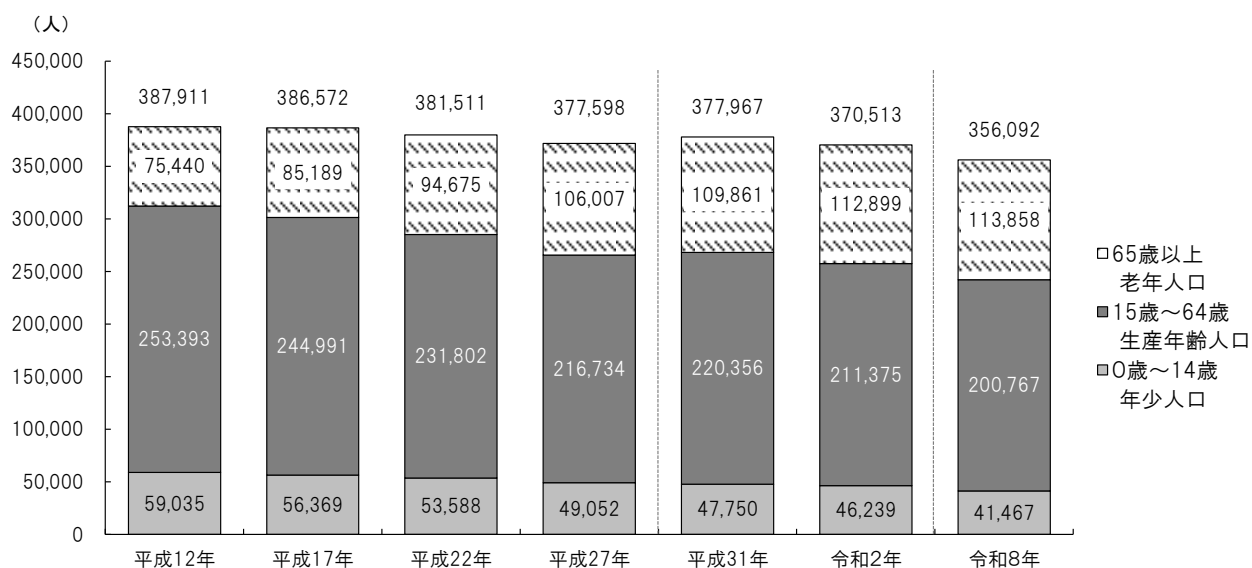
第3章 障害のある人の状況

1 人口の推移

本市の人口は平成17年以降減少傾向にあり、令和2年4月1日現在で370,513人となっています。

年齢3区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。今後この傾向が進み、計画の最終年度となる令和8年には高齢化率が32.0%まで上昇すると見込まれています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



※平成12年から平成27年までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成31年及び令和2年は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、令和8年は長野市企画課の推計値。

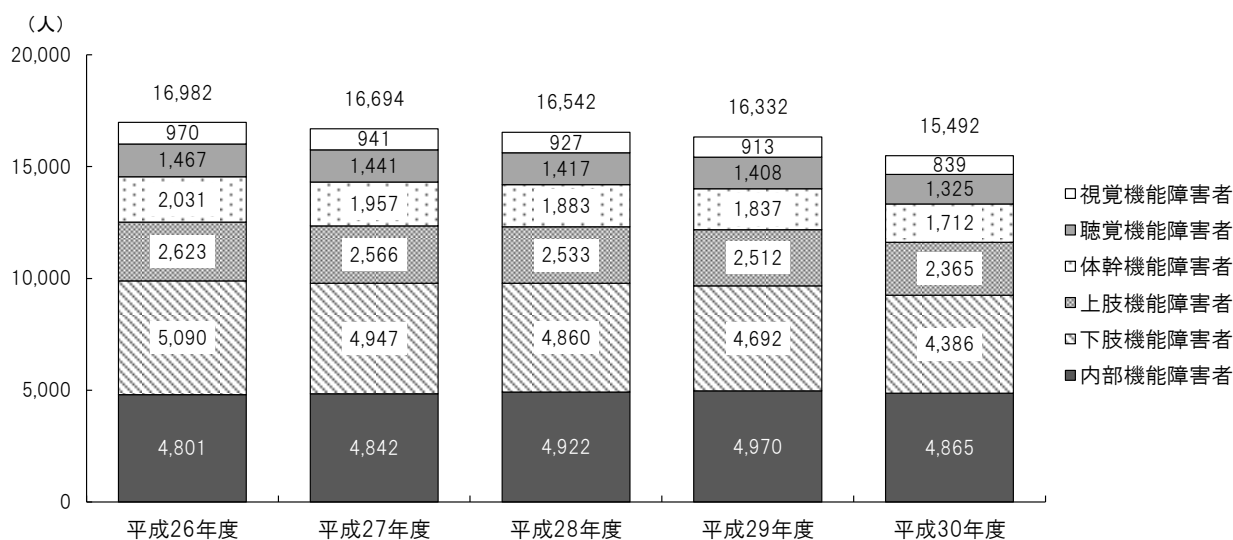
2 手帳所持者数・医療等受給者数

(1) 身体障害者

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成30年度末時点で15,492人となっています。

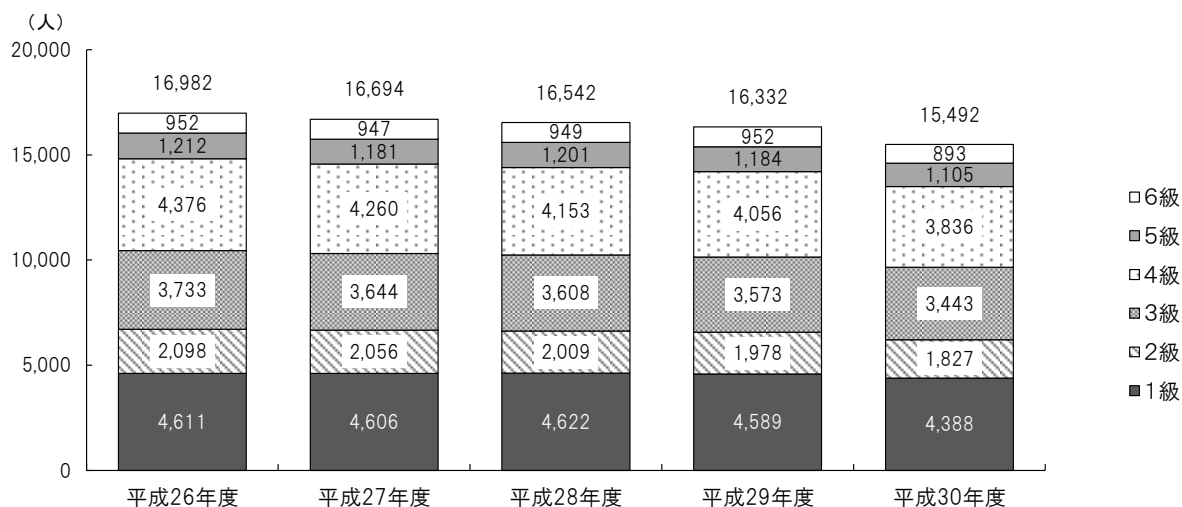
① 障害種別 手帳所持者数の推移

手帳所有者数では、下肢機能障害者、体幹機能障害者、上肢機能障害者が大きく減少しています。障害の種類別にみると、内部機能障害者、下肢機能障害者の割合が高くなっています。



② 等級別 手帳所持者数の推移

等級別にみると、1級、4級の割合が高くなっています。



③ 年齢別・等級別 手帳所持者数（平成 30 年度）

平成 30 年度末時点の年齢別・等級別所持者数をみると、65 歳以上の所持者の割合が全体の 8 割弱を占めています。年齢が低いほど、1～3 級までの割合が高くなっています。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
0～5 歳	13	13	12	5	0	4	47
6～14 歳	55	39	25	14	3	4	140
15～17 歳	14	14	10	7	4	3	52
18～19 歳	16	15	7	6	2	3	49
20～39 歳	174	112	98	79	43	37	543
40～49 歳	232	128	105	144	68	32	709
50～59 歳	363	190	183	276	147	83	1,242
60～64 歳	258	115	161	242	101	40	917
65～74 歳	1,017	386	747	910	274	154	3,488
75 歳以上	2,246	815	2,095	2,153	463	533	8,305
合計	4,388	1,827	3,443	3,836	1,105	893	15,492

④ 等級別・原因別 手帳所持者数（平成 30 年度）

平成 30 年度末時点の等級別・原因別所持者数をみると、後天的疾患が全体の約 9 割を占めています。先天的疾患では 1・2 級の割合が高くなっています。

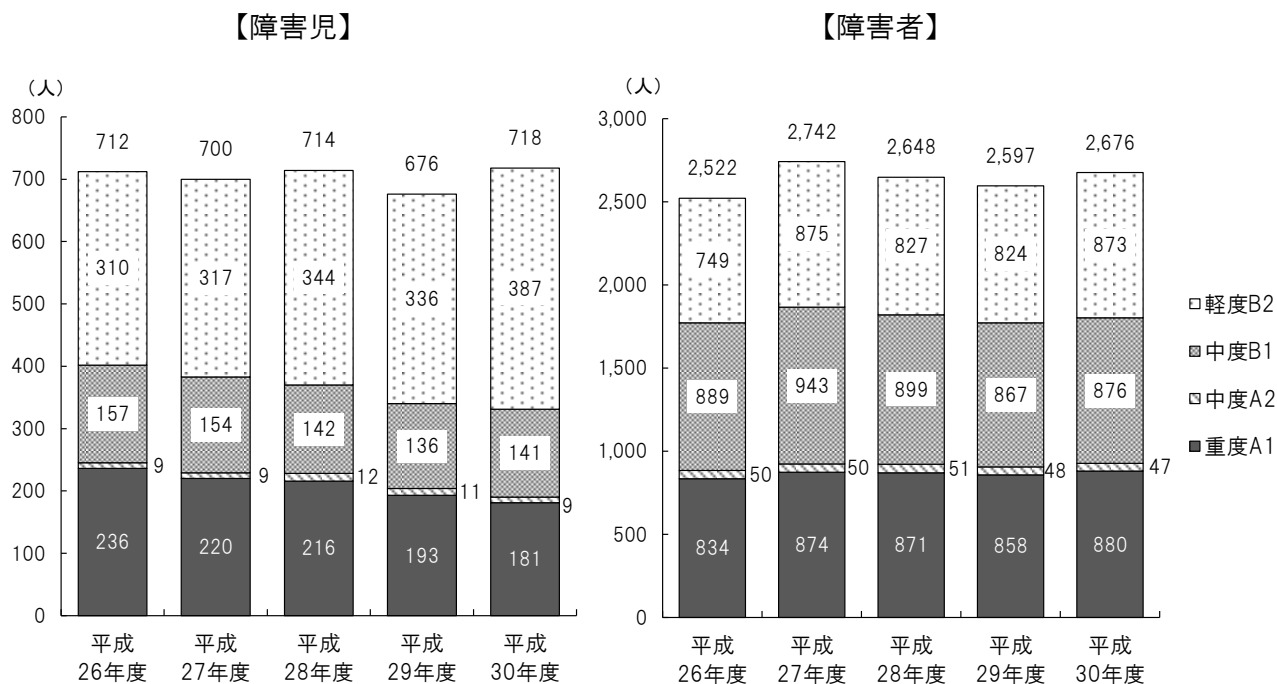
	1・2 級	3・4 級	5・6 級	合計
交通事故	65	75	58	198
労働災害	19	41	34	94
その他の事故	44	163	90	297
戦傷・戦病	0	2	2	4
戦災	1	2	1	4
先天的疾患	612	382	139	1,133
後天的疾患	5,474	6,614	1,674	13,762
合計	6,215	7,279	1,998	15,492

(2) 知的障害者

本市の療育手帳所持者数は概ね横ばいで推移しており、平成30年度末時点で18歳未満の障害児が716人、18歳以上の障害者が2,676人となっています。

① 程度別 手帳所持者数の推移

等級別にみると、障害児では重度A1、中度B1が減少し、軽度B2が増加しています。



② 程度別・年齢別手帳所持者数（平成30年度）

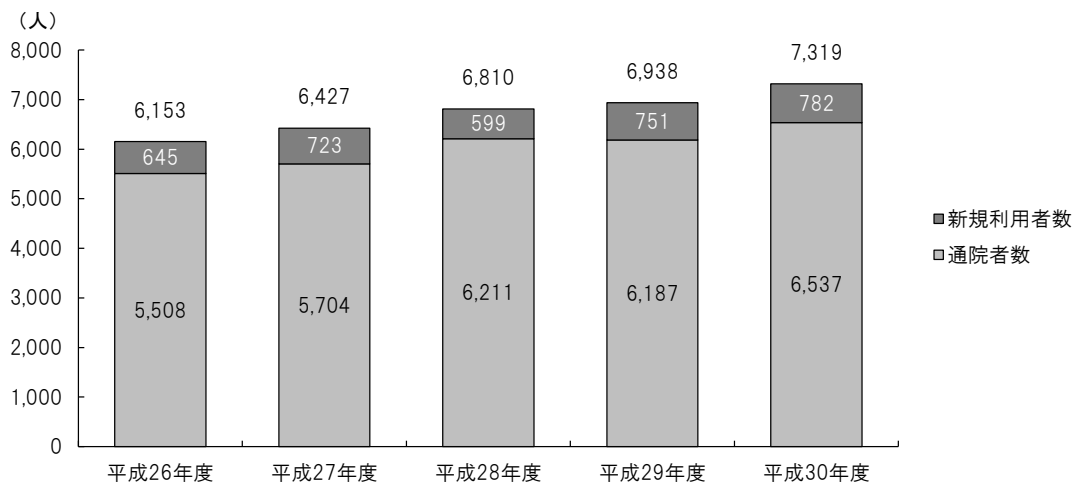
平成30年度末時点の程度別・年齢別所持者数をみると、18歳未満では、他の年代に比べて軽度の割合が高くなっています。

	重度	中度	軽度	合計
0～5歳	22	25	60	107
6～14歳	103	85	202	390
15～17歳	56	40	125	221
18～19歳	52	32	68	152
20～39歳	429	339	460	1,228
40～49歳	157	186	151	494
50～59歳	117	135	111	363
60～64歳	34	74	46	154
65～74歳	57	116	46	219
75歳以上	43	69	37	149
合計	1,070	1,101	1,306	3,477

(3) 精神障害者

① 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

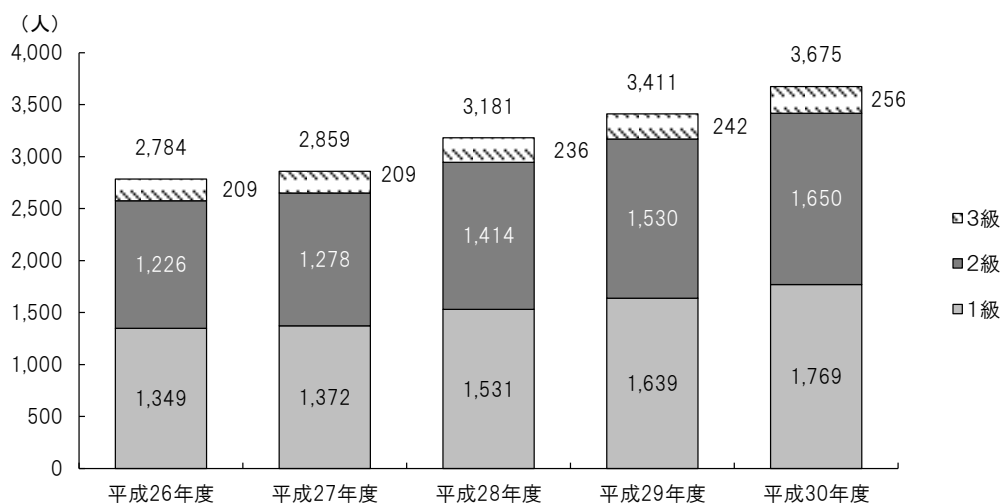
本市の自立支援医療（精神通院）受給者は増加傾向にあり、平成30年度末時点で7,319人となっています。



② 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30年度末時点で3,675人となっています。

等級別にみると、1級が約5割、2級が4割強を占めています。



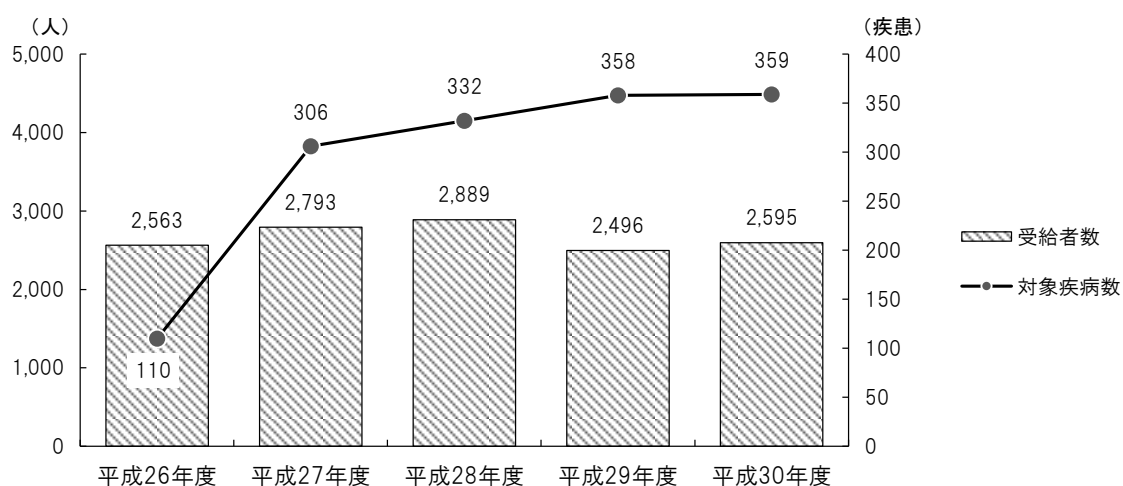
③ 年齢別・等級別 手帳所持者数（平成 30 年度）

平成 30 年度末時点の年齢別所持者数をみると、40～64 歳の所持者が全体の 5 割強を占めています。

	1級	2級	3級	合計
0～19歳	57	70	28	155
20～39歳	475	443	70	988
40～64歳	909	934	130	1,973
65歳以上	328	203	28	559
合計	1,769	1,650	256	3,675

（４）指定難病患者

本市の特定医療費助成事業受給者数は概ね横ばいで推移し、平成 30 年度末時点で 2,595 人となっています。



3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

- 調査期間:令和元年8月13日～令和元年9月2日
- 調査方法:郵送配付・回収
- 配付・回収:

種別	配付数	回収数	回収率
一般市民	1,000 票	551 票	55.1%
障害者	3,000 票	1,757 票	58.6%
障害児 (回答者:保護者)	500 票	257 票	51.4%

(2) 生活支援・サービスについて

【障害者】

- 現在、利用しているサービスは、「生活介護」(8.4%)、「就労継続支援(A型・B型)」(7.7%)、「補装具の給付」(7.1%)の順に多くなっています。
- 利用中のサービスの満足度について、「不満」の回答割合が高いサービスは、「地域活動支援センター」(21.7%)、「コミュニケーションの支援」(17.9%)、「就労継続支援(A型・B型)」(16.9%)などとなっています。これらのサービスは、これまでの調査と比較して「不満」の割合が増加しています。
- サービスを利用するときの心配について、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」(30.4%)、「どんなサービスがあるのか、わからない」(30.2%)の割合が高くなっていますが、これまでと比べると、その割合が減少しています。
- 利用したいが、利用できない、利用しづらいサービスについて、「特にない」が46.3%、次いで「行動援護、同行援護」(5.8%)、「短期入所(ショートステイ)」(5.7%)、「グループホーム」(3.2%)などとなっています。発達障害では、それらの割合が1割強と、他の障害に比べて高くなっています。

【障害児】

- 現在、利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」(43.2%)、「障害児自立サポート」(24.5%)、「児童発達支援」(17.9%)の順に多くなっています。
- 利用中のサービスの満足度について、「短期入所(ショートステイ)」では、35.3%の人が「不満」と回答しています。
- サービスを利用するときの心配について、「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」(40.9%)、「どんなサービスがあるのか、わからない」(34.6%)の割合が高くなっていますが、これまでと比べると、その割合が減少しています。

■結果から見える課題

障害福祉サービスのうち、障害者では「地域活動支援センター」、「コミュニケーションの支援」、「就労継続支援（A型・B型）」で、障害児では「短期入所（ショートステイ）」で「不満」の割合が前回より増加しています。不満の理由として寄せられているご意見等を参考にしつつ、質の向上及び提供体制の確保・強化を図っていく必要があります。

また、サービス利用における心配について、「どのようなサービスを使えるのかわからない」、「どんなサービスがあるかわからない」の割合が高く、サービスについて周知が不足している状況がうかがえます。これまでの調査に比べるとその割合が低くなっていますが、引き続き、さまざまな機会を通じて情報提供の充実を図り、必要なサービスの提供を図っていくことが必要です。

(3) 人権・権利擁護について

[一般市民]

- 障害のある人が差別や権利侵害、偏見を受けていると感じている面について、「仕事」(43.2%)、「わからない」(26.3%)、「交通及び施設利用」(25.4%)の順に高くなっています。

[障害者]

- 成年後見制度について「知らない」が28.9%、日常生活自立支援事業について「知らない」が47.1%となっています。
- 障害者虐待防止法について「知らない」が49.6%、障害者差別解消法について「知らない」が59.4%、合理的配慮について「聞いたことがない」が70.7%となっています。
- あるといい（充実するといい）合理的配慮の場面について、「病院や施設を利用するとき」(33.2%)、「電車やバスに乗るとき」(29.8%)、「さまざまな手続きをするとき」(27.8%)など、さまざまな場面で2～3割の回答割合となっています。

[障害児]

- 成年後見制度について「知らない」が26.5%、日常生活自立支援事業について「知らない」が60.3%となっています。
- 障害者虐待防止法について「知らない」が32.7%、障害者差別解消法について「知らない」が52.1%、合理的配慮について「聞いたことがない」が65.4%となっています。
- あるといい（充実するといい）合理的配慮の場面について、「学校生活を送るとき」(61.1%)、「職場で働いているとき」(58.0%)、「公共施設を利用するとき」(46.7%)など、さまざまな場面で3割半ばから4割半ばの回答割合となっています。

■結果から見える課題

成年後見制度については約3割、日常生活自立支援事業については5割弱の人が「知らない」と回答しており、制度の周知及び利用促進を図っていく必要があります。

また、「合理的配慮」について、約7割の人が「聞いたことがない」と回答しています。必要な合理的配慮はひとりひとり異なるため、学校や事業所等における合理的配慮の理解促進と併せて、障害者・児自身が必要な配慮を求めることができるための取組を推進していくことが重要です。

(4) 情報収集・相談支援について

[障害者]

- 福祉サービスに関する情報の入手先について、「医療機関」(30.2%)、「行政(市役所の窓口など)」(24.4%)、「テレビ・ラジオ・新聞雑誌」(19.5%)の順に多くなっています。「ない」と回答した人は12.7%でした。
- ほしい情報について、「福祉施設の内容や各種サービスのこと」(36.9%)、「医療機関のこと」(28.5%)の割合が高くなっています。
- 心配事や困ったことの相談相手(家族・友人以外)について、「医師、カウンセラー」(31.5%)、「相談支援専門員、ケアプランナー」(15.7%)、「行政(市職員、保健師、ケースワーカー)」(15.3%)の順に多くなっています。「いない」と回答した人も27.3%と高くなっています。「いない」理由について、「家族や友人で十分だから」(37.4%)、「だれに相談していいのかわからない」(30.7%)、「身近に、相談できる人がいない」(24.6%)などとなっています。

[障害児]

- 福祉サービスに関する情報の入手先について、「学校・職場・通所先」(58.0%)、「医療機関」(45.5%)、「友人・知人」(33.1%)の順に多くなっています。「ない」と回答した人は5.1%でした。
- ほしい情報について、「福祉施設の内容や各種サービスのこと」(36.9%)、「仕事のこと」(47.5%)、「医療機関のこと」(28.0%)の順に多くなっています。
- 心配事や困ったことの相談相手(家族・友人以外)について、「医師、カウンセラー」(56.0%)、「学校、職場の関係者」(51.8%)、「相談支援専門員、ケアプランナー」(40.5%)の順に多くなっています。「いない」と回答した人は7.4%でした。

■結果から見える課題

福祉サービスに関する情報入手先として、障害者では「医療機関」「行政」、「テレビ・ラジオ・新聞雑誌」、障害児では「学校・職場・通所先」、「医療機関」等の割合が高くなっており、関係機関と連携した効果的な情報提供の充実を図っていく必要があります。

また、家族や友人以外に、心配事や困ったことの相談相手がないとする人が3割弱となっており、公的な相談窓口や民生委員など身近な相談相手とつなげていく必要があります。

(5) 外出・生活環境について

[障害者]

- 外出時の移動手段について、「自家用車(本人または家族の運転)」が70.5%と高く、次いで「徒歩」(30.9%)、「バス・電車」(27.3%)と続いています。自家用車が使えなくなった場合、他の移動手段が「ない」が52.6%となっています。
- 外出時に困っていることや、外出できない、外出したくない理由について、「特に困っていることはない」が37.3%、次いで「建物の階段・段差」(14.2%)、「歩道・通路の段差・障害物」

(12.9%)となっています。療育では「緊急時の対応」、精神、発達障害では「周囲の目が気になる」が、それぞれ（特にない以外で）最も高い割合となっています。

【障害児】

- 外出時の移動手段について、「自家用車（本人または家族の運転）」が87.5%と高く、次いで「徒歩」（45.5%）、「バス・電車」（30.4%）と続いています。自家用車が使えなくなった場合、他の移動手段が「ない」が52.4%となっています。
- 外出時に困っていることや、外出できない、外出したくない理由について、「特に困っていることはない」が33.5%、次いで「周囲の目が気になる」（27.2%）、「緊急時の対応」（20.2%）が続いています。身体では「トイレの利用」が（特にない以外で）最も高い割合となっています。

■結果から見える課題

外出時の移動手段として、障害者の7割、障害児の9割弱が「自家用車」となっています。そのうち、「自家用車」が利用できなくなった場合に、移動手段が「ない」と回答した人が5割強となっており、公的機関による移動手段の確保が大きな課題となっています。

また、知的障害者や精神障害者、障害児では、外出時に「緊急時の対応」や「周囲の目が気になる」の割合が高くなっており、障害に対する理解促進や、緊急時の対応方法の周知に取り組んでいく必要があります。

（6）就労・雇用環境について

【障害者】

- 現在の就労状況について、「働いていない」が54.0%、次いで「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」（12.2%）、「会社などで正社員・正職員として働いている」（9.8%）と続いています。65歳以上では「働いていない」が71.0%と高く、64歳以下では「働いていない」が3割半ばから5割弱となっています。また、療育では、「施設・作業所などで働いているが雇用契約はない」（20.3%）、特定疾患では、「会社などで正社員・正職員として働いている」（15.9%）がそれぞれ（働いていない以外で）最も高い割合となっています。
- 働いていない理由について、「年齢のため（幼少・高齢）」が38.0%、「働きたいが、働けない」が36.2%となっています。精神、発達障害、自立支援医療では、「働きたいが、働けない」が5割を超えています。
- 働きたいが、働けない理由について、「障害によって体調が変動するため」（43.9%）、「障害が重い、病弱なため」（37.7%）、「働くことが不安である」（30.7%）の順に多くなっています。
- 障害のある人が会社などで就労するにあたって必要な配慮について、「職場内で、障害に対する理解があること」（46.6%）、「障害の状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」（39.7%）の割合が高くなっています。

■結果から見える課題

現在、働いていない人のうち、「働きたいが、働けない」人が3割半ば、精神障害者、発達障害者では5割以上となっています。その理由として「体調が変動する」、「働くことが不安である」等の割合が高くなっています。障害者が能力を発揮し、経済的に自立した生活に向けて、職場における障害特性への理解促進や特性に応じた業務の創出、柔軟な働き方ができる環境の整備を促進していくことが求められています。

(7) 教育について

[障害児]

- 就学で不安な点、困っていることについて、「子どもに必要な教育がわからない」、「特にない」(各 20.6%)、「入学前に必要な準備がわからない」(14.8%)の順に多くなっています。前回と比べると「学校に関する相談先がわからない」の割合が減少しています。
- 学校・園生活を送る上で、不安な点、困っていることについて、「通園・通学手段が大変」(28.4%)、「友達とうまく関われない」(26.8%)、「学習サポート体制が不十分」(25.7%)の割合が高くなっています。
- 学校教育修了後の社会参加に関して望むことについて、「一般企業(会社など)の障害者の雇用拡大」(50.6%)、「障害者の特性に応じた作業所などの充実」(40.9%)、「障害者就業・生活支援センターの充実」(33.9%)の順に高くなっています。前回と比べると「グループホームの充実」(28.4%)の割合が増加しています。

■結果から見える課題

就学で困っていることについて「子どもに必要な教育がわからない」、「入学前に必要な準備がわからない」等の割合が高くなっており、幼保小連携等により、ひとりひとりの教育的ニーズの把握と適切な就学につなげる体制の強化を図っていく必要があります。

また、学校・園生活を送る上で困っていることとして「通園・通学手段が大変」の割合が最も高くなっており、保護者の負担となっている状況がうかがえます。子どもにとって適切な教育を受けることができるためにも、通園・通学の負担軽減のための取組が求められています。

(8) 社会参加について

[障害者]

- 最近している社会参加について、「(よく+たまに)している」の割合が高い項目は、「買い物」(67.7%)、「家族、友人、知人との交流」(62.3%)、「旅行」(31.5%)等となっています。今後したい社会参加についても、「買い物」(41.7%)、「家族、友人、知人との交流」(42.3%)、「旅行」(36.4%)の順に高くなっています。
- 社会参加する場合に問題になることについて、「健康や体力に自信がない」(38.6%)が最も高く、次いで、「移動が大変」(25.0%)、「どのような行事が行われているか知らない」(19.7%)が続いています。年齢別にみると、10歳代では「どのような行事が行われているか知らない」

(31.7%)、20歳代では「移動が大変」(39.6%)の割合が最も高くなっているほか、若い世代では「気軽に参加できる活動が少ない」、「参加したくなるようなものが少ない」の割合が高い傾向がみられます。

【障害児】

- 最近している社会参加について、「(よく+たまに)している」の割合が高い項目は、「家族、友人、知人との交流」(88.8%)、「買い物」(87.1%)、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」(77.0%)等となっています。今後したい社会参加については、「家族、友人、知人との交流」(63.8%)、「旅行」(62.3%)、「買い物」(60.7%)の順に高くなっていますが、現在参加している割合が少ない「ボランティア活動」や「障害者団体の活動」についても、約4割の人が「はい」と回答しています。
- 社会参加する場合に問題になることについて、「気軽に参加できる活動が少ない」(41.6%)、「どのような行事が行われているか知らない」(40.5%)、「障害のある人に対する理解がない」(34.2%)等の割合が高くなっています。

■結果から見える課題

社会参加するにあたっての問題として、若い世代では、「どのような行事が行われているかわからない」、「移動が大変」、「気軽に参加できる活動が少ない」、「参加したくなるようなものが少ない」の割合が高くなっています。社会参加を促進していくためにも、活動の周知と併せて、気軽に参加できる魅力ある活動に向けた創意工夫が必要です。

また、障害児では、ボランティア活動や障害者団体の活動への参加意向を持つ人も多くなっています。地域共生社会の実現に向けて、障害者自身が地域社会の支え手として活躍できる環境づくりが求められています。

(9) 地域福祉や障害に対する理解について

【一般市民】

- この1年間に障害のある人と一緒に活動したことの有無について、「(よく+時々)活動する」が16.6%、「活動したことはない」が80.4%となっています。活動のきっかけは、「学校または職場が一緒だった」(37.4%)、「その他」(30.8%)の割合が高く、活動したことがない理由は、「障害のある人が身近にいなかったから」(79.5%)が高くなっています。
- 今後、福祉関係のボランティア活動をしたいと思うかどうかについて、「(ぜひ+できれば)活動したい(続けたい)」が40.1%、「(あまり+まったく)活動したくない(続けたくない)」が53.3%となっています。活動したい内容は、「相談や安否確認、話し相手」(51.6%)、「ふれあい活動や交流活動の支援」(38.9%)、「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」(31.2%)の順に高く、活動を活性化していくために大切なこととして、「援助が必要な人、援助をしたい人のための相談・情報提供の充実」(57.7%)、「ボランティア団体の活動内容などの情報提供の充実」(33.4%)が高くなっています。
- 近年、地域社会で障害者に対する理解が進んでいると思うかどうかについて、「ある程度進んでいる」が36.8%、「あまり進んでいない」が27.4%、「わからない」が25.4%となっています。

年代が高いほど「ある程度進んでいる」の割合が高く、若い年代ほど「あまり進んでいない」の割合が高い傾向がみられます。

- 障害のある人とない人がお互いに理解し、共に生きる地域社会をつくっていくために必要なことについて、「小さい頃から、障害の有無にかかわらず、普通にふれあうように努める」(59.7%)が最も高く、次いで「障害があっても外出したり、活動しやすい環境を整備する」(45.0%)、「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる」(43.6%)、「障害があっても働きやすい環境と一緒に働く機会を充実させる」(42.3%)の割合が高くなっています。

【障害者】

- ボランティア活動に希望する日常の援助等について、「病院などへの送迎・外出介助・移乗」(22.9%)、「話し相手、相談相手」(19.5%)、「部屋の掃除、庭の手入れ」(19.0%)の順に高くなっています。精神、発達障害では「話し相手、相談相手」が最も高くなっています。
- 障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことの有無について、「ある」、「少しある」が合わせて44.5%、「ない」が42.3%となっています。前回と比べると「ない」の割合が減少しています。発達障害では「ある」が50.0%と高く、「ない」が11.0%となっています。差別や嫌な思いをした場所、は、「学校・仕事場」(40.5%)、「外出先」(33.5%)の割合が高くなっています。
- 障害に対する市民の理解を深めるために必要なことについて、「学校における福祉教育の充実」(27.8%)、「わからない」(22.5%)、「障害に関する講演会の開催や情報提供」(20.4%)の順に高くなっています。

【障害児】

- ボランティア活動に希望する日常の援助等について、「遊び相手、見守り」(42.8%)、「社会参加・社会体験への付き添い」(39.7%)、「学校への送迎」(30.0%)の順に高くなっています。
- 障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことの有無について、「ある」、「少しある」が合わせて74.4%、「ない」が21.0%となっています。前回と比べると「ある」の割合が減少し、「少しある」の割合が増加しています。差別や嫌な思いをした場所、は、「学校・仕事場」(57.1%)、「外出先」(41.4%)の割合が高くなっています。
- 障害に対する市民の理解を深めるために必要なことについて、「学校における福祉教育の充実」(63.4%)が最も高く、次いで「障害のある人の福祉的な就労」(30.7%)、「障害のある人の地域活動への参加機会の促進」(24.5%)が続いています。

■結果から見える課題

障害のある人とない人の相互理解と共生社会の実現に向けて必要なこととして、一般市民では、「小さいころから、障害の有無にかかわらず普通にふれあうように努める」の割合が最も高くなっています。また、この1年間で障害者と一緒に活動したことがある人は1割半ばで、8割の人が「活動したことはない」としています。一方、4割の人が「相談や安否確認、話し相手」、「身の回りの援助」等のボランティア活動への参加意向を示しており、これらは、当事者が希望するボランティア活動の内容と一致する部分も多くなっています。障害に対する理解を深めていくためにも、日頃からの交流機会の創出やボランティア活動の活性化に向けた仕組みづくりが必要です。

(10) 緊急時・災害時の対応について

【障害者】

- 急病などの緊急時や災害時に手助けをしてくれる人が身近にいるかどうかについて、「いる」が65.3%、「いない」が13.3%、「わからない」が12.8%となっています。
- 避難支援計画（わたしの避難計画）の作成について、「作成されている」が14.2%、「作成されていない」が34.4%、「わからない」が40.0%となっています。
- 災害時の不安について、「自力で避難できるかどうか不安」（35.5%）、「避難所の設備について、不便がないか不安」（33.6%）、「どんな行動をとったらよいか、わからないのが不安」（30.8%）の順に高くなっています。療育、精神、発達障害、自立支援医療では「どんな行動をとったらよいか、わからないのが不安」が最も高く、特定疾患では「必要な医療が確保できるか不安」が最も高くなっています。

【障害児】

- 急病などの緊急時や災害時に手助けをしてくれる人が身近にいるかどうかについて、「いる」が59.9%、「いない」が21.8%、「わからない」が16.0%となっています。
- 避難支援計画（わたしの避難計画）の作成について、「作成されている」が9.3%、「作成されていない」が53.3%、「わからない」が36.2%となっています。
- 災害時の不安について、「自力で避難できるかどうか不安」（54.1%）、「どんな行動をとったらよいか、わからないのが不安」（50.6%）、「避難生活において、団体生活ができるか不安」（50.2%）の順に高くなっています。

■結果から見える課題

緊急時や災害時に手助けしてくれる人が身近にいない、あるいはわからないとした人が障害者で2割半ば、障害児で4割弱となっています。また、避難支援計画を作成していない、あるいはわからない人は障害者で7割半ば、障害児で約9割となっています。また、災害時の不安として、自力で避難できるかどうか、どんな行動をとったらよいかといった不安を抱えている人も多くなっており、地域団体等と連携・協力しながら、災害時における迅速な避難行動につなげていくための個別支援計画の策定と協力体制の強化を進めていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国は、障害者権利条約に掲げられている障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に則し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。

改正された障害者基本計画（第4次）には、その基本理念として、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念に即し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。

また、このような社会の実現に向け、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする」ともしています。

これらを踏まえ、本計画においては、以下のとおり基本理念を定め、その実現に向けた施策を展開することとします。

障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、
お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向けた施策の展開にあたり、以下の基本的視点に立った施策を推進します。

視点1 ひとりひとりの尊重

地域生活において、その人が置かれている状況や要望に応じて必要な支援が適切に届くよう、ひとりひとりの状況やその家族の状況の的確な把握に基づいた施策展開を図ります。

視点2 包括的な支援の推進

保健・福祉をはじめ、教育や労働、法律、医療、生活環境等の関連する各分野が緊密に連携し、総合的な施策を展開し、切れ目のない包括的な支援を推進します。

視点3 地域で支え合う福祉の推進

当事者や事業者、行政のみならず、地域で活動するさまざまな団体や組織、ひとりひとりの市民との協働による施策を推進します。

3 基本目標・成果指標

基本目標1 障害に対する理解を深め、人権を守る

市民の障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や虐待、社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利を守り、人権が尊重される地域社会をつくります。

■成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
検討中		

基本目標2 自立した生活・意思決定を支援する

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で必要な支援を受けることのできる体制を構築するとともに、必要な意思決定支援を行い、地域社会における自立した生活の実現を目指します。

■成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
検討中		

基本目標3 個性を伸ばし、生きる力を育む

障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、ひとりひとりのニーズに応じた教育を受けることができる環境の整備を進めます。

■成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
検討中		

基本目標4 雇用・就労、経済的自立を支援する

障害のある人が意欲や適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、所得保障の充実や経済的負担の軽減を図り、経済的自立を支援します。

■成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
検討中		

基本目標5 社会参加を促進する

文化芸術、スポーツ活動等への参加を通じて、障害者の生活を豊かにし、障害者の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、社会参加を促進するための外出・移動手段を確保します。

■成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
検討中		

基本目標6 母子保健・健康づくりを充実する

各種健診・教室等を通じて、疾病の早期発見、早期対応を図るとともに、障害の原因となる生活習慣病の予防や心の健康づくりの取組を推進します。

■成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
検討中		

基本目標7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

障害のある人の安全・安心を地域ぐるみで支え、見守る体制づくりや安全に安心して生活できる生活環境の整備を推進します。

■成果指標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
検討中		

4 施策体系

基本目標1 障害に対する理解を深め、人権を守る

- 1-1 障害に対する理解の促進
- 1-2 権利擁護の推進

基本目標2 自立した生活・意思決定を支援する

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 情報提供・意思疎通支援の充実
- 2-3 地域移行支援・福祉サービス等の充実
- 2-4 障害のある子どもに対する支援の充実

基本目標3 個性を伸ばし、生きる力を育む

- 3-1 インクルーシブ教育システムの推進
- 3-2 早期療育・発達支援の充実
- 3-3 教育環境の整備

基本目標4 雇用・就労、経済的自立を支援する

- 4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実
- 4-2 福祉的就労の充実
- 4-3 所得保障・経済的負担の軽減

基本目標5 社会参加を促進する

5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実

5-2 外出支援・移動手段の確保・充実

基本目標6 母子保健・健康づくりを充実する

6-1 母子保健事業の充実

6-2 健康づくりの充実

基本目標7 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

7-1 防災・防犯対策の強化

7-2 ユニバーサルデザインの推進

7-3 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ
一体的な推進

第2編
各論

第1章 障害に対する理解を深め、人権を守る

1-1 障害に対する理解の促進

[現況と課題]

障害の有無や程度にかかわらず、共に生活していくためには、個性や違いを認め合い、相互に理解を深めていく必要があります。

アンケート調査の結果をみると、障害に対する市民の理解を深めるために必要なことについては、障害者、障害児ともに「学校における福祉教育の充実」の割合が最も高くなっています。また、一般市民では、障害のある人となない人がお互いを理解していくために必要なこととして「小さなころから障害の有無にかかわらず、普通にふれあうように努める」の割合が最も多くなっています。一方、8割以上の人々が障害のある人と一緒に活動したことが「ない」と回答していますが、4割以上の人々が福祉関係のボランティア活動への参加意向を示しています。

今後も関係機関・団体等と連携しながら、さまざまな交流や体験等を通して障害に対する理解を深めるための福祉教育、啓発活動の充実を図るとともに、ボランティア活動への参加促進を図るなど、障害の有無にかかわらず相互に支え合う意識を醸成していくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 福祉教育・啓発活動の充実

- 「障害者週間」や各種研修・講演会の開催、リーフレットの作成・配布などさまざまな機会を通じて、障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 障害者団体や障害者施設等が行う啓発活動に対し、活動機会や活動場所の提供、活動の周知などの支援を行います。

■目標設定事業

1111	長野市障害者にやさしいお店登録制度	担当課	
概要	障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市障害者にやさしいお店」として登録し、障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	登録店数	67店	1,000店

■主な関連事業

事業No	事業名	方向性	担当課
1112	障害者週間事業	継続	障害福祉課
1113	社会活動支援事業	継続	障害福祉課
1114	障害理解に関するリーフレット作成	継続	障害福祉課

(2) 多様な交流機会の拡充

- 地域活動やイベント等における交流を通じて、障害に対する理解促進を図ります。
- 児童発達支援事業所や保育所、幼稚園、学校等における児童・生徒同士の日常的な交流機会の充実を図ります。

■目標設定事業

1121	障害児親子交流体験		担当課
概要	入園とならない障害児を対象に、受け入れ可能な公立保育園において保護者同伴で保育園児との交流を行います。		保育・幼稚園課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	利用組数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1122	心身障害児親子交流保育事業	継続	保育・幼稚園課
1123	障害者施設の開放・地域交流	継続	障害福祉課

(3) ボランティア活動機会の充実

- ボランティアを養成するための講座を開催するとともに、関係機関等が開催する各種講座、研修会の周知と参加促進を図ります。
- 地区の地域福祉推進拠点となる地区ボランティアセンターの整備や「まちの縁側」づくりを推進します
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をしたい人と受け入れ側との橋渡しやコーディネート機能の強化を図ります。

■目標設定事業

1131	ボランティア・地域づくり講座		担当課
概要	地域の担い手を養成するための講座を実施するとともに、講座受講者が自分の地域に戻り、多岐にわたる担い手となれるよう、地域福祉ワーカーと連携して、地域づくりを支援します。		福祉政策課（社協）
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	参加者数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1132	ボランティアセンター事業	継続	福祉政策課（社協）
1133	地域福祉推進事業	継続	福祉政策課
1134	まちの縁側づくり事業	継続	福祉政策課（社協）

1-2 権利擁護の推進

[現況と課題]

誰もが地域で主体的で豊かな生活を送るためには、ひとりひとりの人権が尊重され、権利が守られなければなりません。

平成24年10月には「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障害者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人の通報や自治体による相談窓口の整備が義務付けられています。また、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、さまざまな場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」などが求められています。

アンケート調査の結果をみると、障害があることで差別や嫌な思いをしたことの有無について、障害者で4割強、障害児で7割強の人が「ある」または「少しある」と回答し、差別や嫌な思いをした場所は、障害者、障害児ともに「学校・仕事場」が最も高く、次いで「外出先」が続いています。

学校や職場など、さまざまな場において、障害に対する差別に対する認識を深めていくための意識啓発や障害特性に応じた環境整備を推進していくとともに、地域ぐるみで虐待を防ぎ、早期発見・早期対応していく体制づくりを推進していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 施設、職場、家庭などさまざまな場面における直接的・間接的差別の解消に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約など、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための研修を行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、専門的機関との連携強化を図ります。
- 広報・啓発活動等を通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上におけるさまざまな場面で合理的配慮の提供を促進します。

■目標設定事業

1211	障害者権利擁護サポートセンター事業		担当課
概要	障害者差別解消と虐待防止に関する相談窓口として、相談員を設置し、差別的事象や合理的配慮の不足など、障害当事者や店舗等の相談に対応するとともに、障害の理解に向けた研修会を行います。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	相談件数		
	研修会参加者数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1212	人権教育研修・講演会	継続	人権・男女共同参画課 家庭・地域学びの課
1213	障害者相談支援体制構築	継続	障害福祉課

(2) 障害者虐待防止対策の強化

- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するための仕組みの整備を促進します。
- 関係機関との連携を進め、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
- 障害者虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

■目標設定事業

1221	障害者権利擁護サポートセンター事業（再掲）		担当課
概要	障害者差別解消と虐待防止に関する相談窓口として、相談員を設置し、差別的事象や合理的配慮の不足など、障害当事者や店舗等の相談に対応するとともに、障害の理解に向けた研修会を行います。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	相談件数		
	研修会参加者数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1222	障害者相談支援体制構築（再掲）	継続	障害福祉課
1223	障害児相談支援事業	継続	障害福祉課
1224	緊急時ショートステイ	継続	障害福祉課
1225	要保護児童対策協議会	継続	子育て支援課

(3) 成年後見制度の利用促進

○判断能力が十分でなく福祉サービスや日常的な金銭管理を行うことが難しい人のための日常生活支援や成年後見制度などの周知及び利用促進を図ります。

■目標設定事業

1231	障害者相談支援（成年後見制度）		担当課
概要	社会福祉協議会に委託する「成年後見支援センター」と連携し、制度の啓発、説明会の開催、相談対応等を行います。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	相談件数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1232	生活支援あんしん事業	継続	福祉政策課（社協）
1233	成年後見制度利用支援相談窓口開設事業	継続	福祉政策課（社協）

(4) 行政等における配慮の充実

○障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

○行政機関の窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

○障害特性に応じた行政情報の提供を行うとともに、政策形成過程等への参画ができる仕組み・機会の充実を図ります。

■目標設定事業

1241	市職員接遇対応研修の実施		担当課
概要	障害ある人への「不当な差別的取り扱い」禁止と「合理的配慮」を推進するため、職員研修を実施します。		障害福祉課 職員研修所 職員課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	参加者数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
1242	指さし会話板の設置活用	継続	障害福祉課
1243	コミュニケーションボードの設置	継続	選挙管理委員会事務局

第2章 自立した生活・意思決定を支援する

2-1 相談支援体制の充実

[現況と課題]

本市では、指定相談支援事業所に委託して、障害のある人の相談支援を行うとともに、こども専門、虐待相談、差別解消、地域移行に関する専門分野の相談支援を委託しています。また、長野市障害ふくしネットを活用し、障害のある人の情報を把握し、相談支援専門員につなげています。さらに、身近な相談相手として、民生委員・児童委員に対する研修の実施や心身障害者相談員の設置を行っているほか、当事者活動に対する支援やピア・カウンセリングの普及に取り組んでいます。

アンケート調査の結果をみると、悩みや困ったことについて、家族や友人以外で相談する相手として、「医師、カウンセラー」や「相談支援専門員、ケアプランナー」、「行政（市職員、保健師、ケースワーカー）」等の回答割合が高くなっています。一方、3割弱の人が「いない」と回答しており、その理由として「だれに相談したらいいかわからない」、「身近に相談できる人がいない」等の割合が高くなっています。

引き続き、ひとりひとりが抱える課題や思いに寄り添ったきめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、身近な相談相手となる相談員等の確保や資質向上に努めつつ、その周知や相談しやすい環境づくりを進めるなど、悩みや困りごとを抱えている人を必要な相談支援につなげていく体制の強化が必要です。

[施策の方向性]

(1) 障害者ケアマネジメントの充実

- ひとりひとりの支援ニーズや障害特性に応じた利用者本位のサービス提供を推進するため、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 相談支援専門員等に対し、事例検討や研修会等の参加等を通じて資質及び専門性の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人がサービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画の作成における意思決定の支援を図ります。

■目標設定事業

2111	計画相談支援事業	担当課
概要	障害福祉サービス等を申請した障害者について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）
	利用者数	目標値（令和8年度）

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2112	ケアプラン事例集の作成	継続	障害福祉課
2113	障害者相談支援専門員等スキルアップ研修	継続	障害福祉課

(2) 身近に相談できる体制づくり

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター、地域包括支援センター等において各種相談を総合的に受け付け、専門機関につなげる窓口の体制強化を図ります。
- 保健、福祉、医療等の関係機関等と連携し、支援が必要な人の把握に努め、相談支援につなげます。
- 身近で仲間同士の相互支援を行うピア・カウンセリングや当事者団体等による活動支援の充実を図ります。

■目標設定事業

2121	障害者相談支援体制構築（再掲）		担当課
概要	障害のある人が安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所や相談支援センター及び関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害者の相談支援体制の充実を図ります。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	相談件数（一般）		
	相談件数（子ども）		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2122	心身障害者相談員設置	継続	障害福祉課
2123	障害者団体活動支援事業	継続	障害福祉課

2-2 情報提供・意思疎通支援の充実

[現況と課題]

障害の有無にかかわらず、その能力を伸ばし、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするためには、障害のある人がさまざまな情報を入手でき、また意思疎通を図ることのできる環境整備を図ることが重要です。

アンケート調査の結果をみると、福祉サービスに関する情報の入手先として、障害者では「医療機関」「行政」「テレビ・ラジオ・新聞雑誌」、障害児では「学校・職場・通所先」「医療機関」等の割合が高くなっており、関係機関等を通じて情報提供されている状況がうかがえます。

本市では、障害福祉サービスガイドブックや点字広報等を発行し、わかりやすく見やすい情報提供に努めています。また、障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣・養成等を行っています。

今後も、関係機関との連携を図り、それぞれの障害特性やひとりひとりの状況等を踏まえたきめ細かな情報提供を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者等、コミュニケーションを支援する人材の育成・確保を図っていく必要があります。また、急速に発展・普及する情報通信技術を活用した情報提供・意思疎通の普及に取り組んでいくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 情報提供の充実

○各種サービスや制度について、さまざまな機会や媒体を活用しながら、ひとりひとりの状況に応じて必要な情報の提供に努め、周知と利用促進を図ります。

○市ホームページにおいて、障害のある人に配慮し、アクセシビリティの向上を図るとともに、点字や音声による広報等を推進します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2212	障害福祉サービスガイドの発行	継続	障害福祉課
2213	広報ながの・点字広報・長野市公式ホームページ	継続	広報広聴課
2214	声の広報事業の推進	継続	障害福祉課
2215	点字図書・録音図書（CD・カセットテープ）の貸出し、拡大読書器の設置、対面朗読	継続	長野図書館

(2) 意思疎通支援の充実

- パソコンやスマートフォン等のICT機器など、障害特性に応じた情報入手やコミュニケーションを支援する情報機器を活用するための情報提供や相談支援等を行います。
- 手話通訳者の設置や手話通訳者、要約筆記者など視覚・聴覚障害者のコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成及び派遣を行い、意思疎通支援の充実を図ります。

■目標設定事業

2221	手話通訳者・要約筆記者・パソコン要約筆記者派遣事業		担当課
概要	手話通訳者等の派遣等について長野市聴覚障害者センター（デフネットながの）へ委託して実施します。また、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣・養成事業について、長野県との共同負担方式により実施します。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	派遣件数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2222	手話通訳・要約筆記通訳者養成事業	継続	障害福祉課
2223	聴覚障害者向け相談事業	継続	障害福祉課
2224	要約サポーター養成事業	継続	障害福祉課
2225	情報バリアフリー事業	継続	障害福祉課

2-3 地域移行支援・福祉サービス等の充実

[現況と課題]

平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」によって、身体、知的、精神3障害の一元的な制度が確立されるとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の見直しが行われました。以降、「障害者総合支援法」への改称と併せ、対象となる障害の追加等の改正を重ねながら、きめ細かな障害のある人の地域生活を支える仕組みとしてその充実が図られています。

本市においても、障害福祉サービスのニーズ把握に努めつつ、障害福祉計画において必要サービス量の見込みと目標事業量の設定を行い、地域生活に必要なサービス提供体制の確保を図ってきました。

アンケート調査の結果をみると、利用したいが利用できない、あるいは利用しづらいサービスとして、「行動援護、同行援護」、「短期入所（ショートステイ）」、「グループホーム」等の割合が高くなっています。

障害のある人が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、ひとりひとりの状況に応じたきめ細かなサービス提供体制の確保及び質の向上を図るとともに、不足感の高いサービスの整備を促進する必要があります。

[施策の方向性]

(1) 地域生活への移行支援

- 地域における生活の場としてのグループホームの整備を推進します。
- 関係機関等と連携し、施設や病院から退所・退院する障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくことができるよう支援します。

■目標設定事業

2311	地域移行支援・地域定着支援	担当課	
概要	入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携し、地域移行及び地域生活を継続していくための支援を行います。	障害福祉課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	地域移行支援 利用者数		
	地域定着支援 利用者数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2312	障害者福祉施設整備費補助金	継続	障害福祉課
2313	市営住宅のグループホーム活用	継続	住宅課

(2) 福祉サービスの提供体制の確保と質の向上

- 障害福祉サービス提供事業所に働きかけ、利用ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。
- 関係機関及びサービス提供事業所と連携し、福祉従事者の確保と資質及び技術の向上を促進します。
- 医療と福祉の連携を促し、医療的ケアが必要な障害のある人の受入態勢の強化を図ります。

■目標設定事業

2321	障害者相談支援専門員等スキルアップ研修（再掲）		担当課
概要	相談支援専門員等は年々複雑化する業務に従事しており、社会資源の情報共有やケアマネジメント力も求められていることから、人材育成及びスキルアップについての研修会を開催します。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	研修会参加者数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2322	障害者福祉施設整備費補助金（再掲）	継続	障害福祉課
2323	長野圏域障がい児等医療支援推進会議	継続	障害福祉課 健康課 学校教育課

(3) 生活支援サービスの充実

- ひとりひとりの障害の状態や生活環境等に応じた、多様な主体によるきめ細かなサービスの充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2331	訪問理容・美容サービス事業	継続	障害福祉課
2332	補助犬に関する事業	継続	障害福祉課
2333	補装具費支給事業	継続	障害福祉課
2334	日常生活用具給付事業	継続	障害福祉課

(4) 家族等に対する支援の充実

- 一時的な休息のための預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 介護等を行う家族や支援者等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2341	障害者タイムケア事業	継続	障害福祉課

2-4 障害のある子どもに対する支援の充実

[現況と課題]

平成 24 年の児童福祉法改正により、従来の障害種別で分かれていた体系（給付）について、通所・入所 の利用形態の別により一元化されました。平成 28 年 5 月の改正では、障害者支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充と併せ、障害児通所支援にかかるサービス提供基盤の計画的な整備・確保に向けた「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、平成 30 年度を初年度とする「第一期障害児福祉計画」を策定するとともに、児童発達相談支援専門員及び長野県委託の療育コーディネーターにより、発達が気になる子どもの相談や福祉サービスの情報提供、障害のある子どもの子育て相談を実施しています。平成 30 年にはこども専門の発達相談支援センターを 2 か所に増設しました。また、医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児の支援の必要性が高まる中で、国が定めている障害福祉サービス単価が引き上げられたこともあり、市内の事業者の受入拡充が進んでいます。

アンケート調査では、心配事や困ったことの相談相手として「医師、カウンセラー」、「学校、職場の関係者」、「相談支援専門員、ケアプランナー」の割合が高くなっています。

引き続き、関係機関と連携しながら、障害のある子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行える体制づくりを進めていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 障害児福祉サービスの充実

- 児童福祉法に基づく障害児福祉サービスについて、ニーズを把握し、その確保に向けた計画的な整備を推進します。
- 障害児が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画についての相談及び作成を行い、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

■目標設定事業

2411	児童発達支援	担当課	
概要	児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	障害福祉課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和 8 年度）
	1 月当たり延べ利用人数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2412	障害児相談支援事業	継続	障害福祉課
2413	施設入所事業	継続	障害福祉課

(2) 居場所の確保・充実

○地域と学校との連携、協力により、障害児が放課後等に安心して過ごすことができ、遊び、学習、各種体験活動を提供する居場所の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2421	放課後子ども総合プラン	継続	こども政策課
2422	障害児自立サポート事業	継続	障害福祉課
2423	市立公民館の利用	継続	家庭・地域学びの課

(3) 医療的ケア児支援の体制強化

○医療的ケアが必要な障害児者及びその家族が地域の中で安心して療養できるよう関係機関及び市が課題を共有し、連携の緊密化を図ります。

○医療的ケアが必要な障害児を受け入れ可能な施設等の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
2431	長野圏域障がい児等医療支援推進会議（再掲）	継続	障害福祉課 健康課 学校教育課

第3章 個性を伸ばし、生きる力を育む

3-1 インクルーシブ教育システムの推進

[現況と課題]

障害のある子どもたちの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早い時期にひとりひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による教育を推進していくことが重要となります。また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すために、「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の推進が求められています。

本市では、特別教育支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを指名し、関係者・関係機関との連絡調整等を行っています。また、教職員の指導力・支援力の向上を図るための研修や特別支援教育講座を実施しているほか、北信地区の特別支援学校教育担当者による意見交換会を定期的で開催し、インクルーシブ教育実現のための連携を図るため、インクルーシブ教育実現のための連携強化を図っています。

今後も、インクルーシブ教育システムを推進するために、特別支援教育に携わる教職員や支援員、コーディネーターの指導力、資質向上を図るとともに、合理的配慮がなされた教育環境の整備や共生社会の形成に向けた地域住民の理解・協力を得ていくための取組を推進していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の充実

○ひとりひとりの発達段階や障害の特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。

○障害に配慮した教育を実施するための職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携等により、指導体制の強化を図ります。

■目標設定事業

3111	特別支援教育巡回相談員	担当課
概要	さまざまな特性を持った児童生徒の教育的ニーズを把握し、学校全体での指導・支援のあり方について、効果的な指導・助言を行います。	学校教育課
目標	指標	実績値（令和元年度）
	相談回数	目標値（令和8年度）

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3112	特別支援学校教育相談担当者会	継続	学校教育課
3113	長野市教育センター研修講座	継続	学校教育課
3114	特別支援教育支援員配置	継続	学校教育課

事業 No	事業名	方向性	担当課
3115	特別支援教育コーディネーター指名	継続	学校教育課
3116	特別支援教育担任者会	継続	学校教育課

(2) 切れ目のない支援体制の充実

○乳幼児期から学校卒業後を含めた生涯にわたる切れ目のない教育的支援を進めるため、各関係機関による連携強化と情報共有を推進します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3121	小中連絡会・中高連絡会	継続	学校教育課
3122	教育支援委員会	継続	学校教育課
3123	不登校対策事業（登校支援コーディネーター）	継続	学校教育課

(3) インクルーシブ教育システムに対する理解促進

○インクルーシブ教育を推進する中で、授業の面において合理的配慮を含めた児童生徒への支援のあり方を研究します。

○保護者との合意形成や学校における合理的配慮が実践されるよう各学校に対して指導を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3131	教育課程研究協議会	継続	学校教育課
3132	教育支援委員会（再掲）	継続	学校教育課

(4) 障害に配慮した学校施設・設備の整備

○小中学校の改築及び大規模改造等に合わせて、エレベーターや多目的トイレの整備、バリアフリー化等を進めます。

○障害特性に対応した情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3141	学校施設整備	継続	教育委員会総務課 学校教育課
3142	小中学校新增改築事業	継続	教育委員会総務課
3143	小中学校大規模改造事業	拡充	教育委員会総務課
3144	新設特別支援学級等施設整備	継続	教育委員会総務課 学校教育課

3-2 早期療育・発達支援の充実

[現況と課題]

子どもひとりひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばし、健やかな成長を支えていくためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

本市では、母子保健事業等を通じて精神・運動発達、言語発達等において気になる幼児について、その健やかな発達を促すための教室につなげています。また、発達支援あんしんネットワーク事業を実施し、教育、福祉、医療分野の関係者で連携を図る機会を設けています。また、継続した支援を行うためのツールとして発達支援サポートブックを作成、活用しています。さらに、市内の保育士や幼稚園教諭、保育教諭等を対象に研修を実施し、障害特性に応じた支援の考え方や関係機関との連携の在り方等を学ぶ機会を設けています。

今後も引き続き、各分野の関係者・関係機関の連携ネットワークの強化及び専門スタッフの資質向上を図り、早期からひとりひとりの個性やニーズに合った療育を行うとともに、保護者の不安に対する相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 早期療育の推進

○乳幼児健診や健康教室等を通じて、疾病や障害の早期発見に努めるとともに、発達が気になる子どもについては、関係機関と連携を図りながら、保護者への助言や適切な療育の情報提供等の支援を行い、早期療育につなげます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3211	乳幼児健康診査	継続	健康課
3212	乳幼児健康教室	継続	健康課
3213	乳幼児発達健診	継続	子育て支援課

(2) 発達支援体制の充実

○発達について専門的な支援が必要な子どもや保護者に対して適切かつ総合的な支援につなげるために、子どもに関わる関係者が集まり、情報交換、事例検討、支援会議等を行う体制を整備します。

○発達に課題や偏りを持つと思われる園児に対し、関係機関と連携し、保育担当者や保護者に対して相談を行なうとともに、園全体で適切な対応ができるように支援します。

■目標設定事業

3221	発達支援あんしんネットワーク事業		担当課
概要	地域の発達支援に関わる関係者が連携を深め、適切かつ総合的な支援につなげるとともに、個の支援や園、保護者への対応方法について助言します。		子育て支援課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	参加機関数		
	園訪問相談延べ園児数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3222	発達相談	継続	子育て支援課
3223	すくすく広場	継続	子育て支援課
3224	あそびの教室	継続	子育て支援課
3225	発達支援サポートブックの活用	継続	子育て支援課

(3) 障害児保育・教育の充実

- 保育士、幼稚園教諭及び保護者の障害に対する正しい知識の習得と理解を深めるための取組を促進し、資質向上を図ります。
- 保育所・幼稚園等に専門的スタッフが訪問し、障害児及び保育士等に対して専門的な支援を行います。
- 医療的ケアを必要としている児童の入所について、子どもの最善の利益を考慮し、受け入れ体制の整備を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
3231	障害児保育事業	継続	保育・幼稚園課
3232	保育園・幼稚園等の施設訪問（発達相談事業）	継続	子育て支援課
3233	特別な支援が必要な園児への支援	継続	保育・幼稚園課

第4章 雇用・就労、経済的自立を支援する

4-1 障害者雇用の促進と就労支援の充実

[現況と課題]

障害のある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが大きな役割を果たします。

障害のある人の雇用を促進するための制度としてトライアル雇用制度やジョブコーチ支援があります。また、障害のある人の一般就労を支援する事業として、就労移行支援に加え、平成30年4月からは就労定着支援が創設されました。また、法定雇用率の算定に精神障害者が加わっています。

本市においても、障害者雇用に関する情報提供や市内企業におけるトライアル雇用促進に取り組むほか、関係機関等と連携した相談支援を行っています。

アンケート調査では、精神障害や発達障害がある人で「働きたいが、働けない」と回答した人が5割を超え、その理由として、「障害によって体調が変動するため」の割合が最も高くなっています。また、障害のある人が会社などで就労するにあたっての必要な配慮について、「職場内で、障害に対する理解があること」、「障害の状況にあわせ、働き方（仕事内容や勤務時間）が柔軟であること」の割合が高くなっています。

共生社会の形成に向け、障害があってもその人の能力が最大限発揮され、活躍できる共生社会の実現に向けて、引き続き、障害のある人の積極的な雇用の促進を図るとともに、職場での理解や障害特性に応じた働き方への配慮など雇用環境の整備を促進していくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 障害者雇用と就労環境の整備促進

- 本市職員の採用において、身体障害者だけでなく、精神、知的障害者についても採用の検討を行い、採用可能な業務の洗い出しや、非常勤職員からの採用など、法定雇用率を上回るよう積極的な取組を行います。
- 関係機関と連携し、企業等に対して法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大など、各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障害者雇用の一層の促進を図ります。
- 企業・事業所に対し、障害特性に応じた働きやすい環境の整備や短時間雇用、在宅就業等の普及・啓発、ICTを活用した在宅就労支援などを働きかけます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4111	長野市職員採用	継続	職員課
4112	長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金	継続	商工労働課
4113	障害者雇用啓発促進事業	継続	障害福祉課

(2) 就労支援の充実

- サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練や就職後の定着支援の充実を図ります。
- トライアル雇用やジョブコーチ、職場適応訓練制度など、就労支援にかかる各種制度の活用を促進し、雇用への移行と職場定着を支援します。
- 長野市職業相談室や市ホームページ、長野地域の企業 PR・求人情報サイトなどで障害者雇用に関するさまざまな情報を提供します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4121	長野市職業相談室での相談事業	継続	商工労働課
4122	障害者の雇用促進に関する情報提供	継続	商工労働課
4123	長野市就労相談団体連絡会議	継続	商工労働課
4124	長野市若者自立支援ネットワーク会議	継続	商工労働課

4-2 福祉的就労の充実

[現況と課題]

障害の程度や状態によって一般企業・事業所等での就労が困難な場合の就労の場として、障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型・B型事業所及び地域活動支援センターがあります。また、障害者優先調達推進法に基づき、国及び地方公共団体では、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）が推進されています。

本市では、長野市障害ふくしネットにおいて、市や障害者施設等の関係機関が連携し、安定した受託及び工賃向上のための共同受託や販路拡大に取り組んでいるほか、もんぜんプラザ内への直営ショップ出店及び市役所庁内における販売を実施しています。また、「障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針」を毎年度策定し、庁内での情報共有及び率先利用に向けた呼びかけを行っています。

地域における自立した生活を支援するためにも、引き続き、多様な障害の特性に応じた就労の場の充実を図るとともに、長野市障害ふくしネット等との連携・協力により、福祉的就労における安定的な受託の確保及び販路拡大・販売促進に取り組み、工賃水準の向上を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 多様な就労の場の確保

- サービス事業所等と連携を図りながら、障害特性に対応した就労の場や日中活動の場の確保・充実に努めます。
- 通所施設の詳細な情報のほか、各施設の特色や雰囲気等がわかるような情報提供、説明会等を行います。
- 農作業や森林整備など農林業の現場における障害者の就労の機会の提供や生活の質の向上につながる取り組みについて、調査・研究を進めます。

■目標設定事業

4211	地域活動支援センターの充実		担当課
概要	障害によって働くことが困難な障害のある人の日中の活動をサポートするため、地域活動支援センターの充実を図ります。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	1日当たり実利用人数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4212	農福連携事業	新規	障害福祉課 農業政策課

(2) 受注・販売の拡充等への支援

- 物品の購入や業務委託などにおいて、障害者優先調達法に基づき、市による障害者就労施設等か

らの物品等の調達の増大を図ります。

○企業や商店、NPO 法人等と連携を図りながら、安定した受託の確保に努めます。

○市役所における店内販売や各課で実施している直営ショップ等に販売スペースの設置、長野市や関係団体のホームページへの掲載等により、障害者施設の自主製品の販売を促進します。

■目標設定事業

4221	市による優先調達の促進		担当課
概要	障害者就労施設等から調達可能な物品や役務について、市内における情報共有や、調達状況の調査を行い、優先調達の促進を図ります。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	調達件数		
	調達金額		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4222	「障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針」の策定	継続	障害福祉課

4-3 所得保障・経済的負担の軽減

[現況と課題]

障害の状態や年齢等によって就労が困難な人や福祉的就労による工賃収入が十分でない場合も多く、自立した地域生活を送るためには、年金や各種手当等の所得保障が不可欠です。

本市では、国の制度に基づいた各種年金・手当等の支給に加え、医療や地域生活等にかかる費用の一部を給付し、経済的負担の軽減を図っています。

引き続き、各種制度について理解が十分でないことで支給を受けられないことのないよう制度の周知に取り組むとともに、社会環境の変化や生活実態の把握に努めつつ、生活水準の維持・向上のための各種助成制度の充実を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 所得保障の充実

○年金や諸手当の各種制度の周知及び支給を行います。

○社会環境の変化や生活水準の向上等に対応した所得保障の拡充を国等に要望していきます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4311	障害基礎年金	継続	国民健康保険課
4312	特別障害給付金	継続	国民健康保険課
4313	65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給	継続	国民健康保険課
4314	重度心身障害児福祉年金	継続	障害福祉課
4315	特別児童扶養手当	継続	障害福祉課
4316	障害児福祉手当	継続	障害福祉課
4317	特別障害者手当	継続	障害福祉課

(2) 経済的負担の軽減

○医療や地域生活等にかかる費用の負担軽減を図るための給付等を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
4321	福祉医療費給付事業	継続	福祉政策課
4322	結核・精神給付金	継続	国民健康保険課
4323	生活福祉資金貸付制度	継続	福祉政策課（社協）
4324	市有施設の使用料等の減免	継続	スポーツ課等

第5章 社会参加を促進する

5-1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実

[現況と課題]

地域共生社会の実現には、障害の有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を確保していく必要があります。特に、東京オリンピック・パラリンピックの開催は、障害者スポーツに対する関心を高め、その普及促進において大きな契機となりうることから、誰もがスポーツ等に親しむことのできる地域づくりに力を入れていくことが重要です。

本市では、スポーツ関係団体等と連携し、車いすマラソン大会をはじめ各種スポーツ大会を開催しているほか、「NAGANOパラ★スポーツデー」では、各種パラスポーツの体験及び観戦等ができる機会を設け、パラスポーツの普及及びさまざまな交流のきっかけづくりに努めています。また、障害のある人の豊かな感性と文化芸術活動への理解を深める機会として、長野県主催の「障がい者文化芸術祭」の開催に協力しています。この他、当事者団体等のスポーツ、キャンプ、料理、音楽、絵画等の趣味の活動や旅行等のレクリエーション活動にかかる費用の一部を補助するなどの支援を行っています。

引き続き、冬季オリンピック・パラリンピックの開催地としての資源やノウハウを最大限活用しながら、文化・スポーツ活動等にふれる機会の拡充を図り、障害のある人の文化・スポーツ活動等のきっかけづくりや多様な交流機会の創出に努めるとともに、当事者団体等の主体的な活動を支援し、活動を通じた仲間づくり、居場所づくりを図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) スポーツ、文化芸術活動の活性化

- 関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。
- 各種大会・イベントやサークル活動等の情報を周知し、参加促進を図ります。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、障害者スポーツへの関心を高めつつ、スポーツに親しむことのできる機会を拡充します。
- 県及び関係団体と連携し、障害者スポーツのアスリート発掘・強化に取り組みます。

■目標設定事業

5111	障害者スポーツ振興事業	担当課	
概要	車いすマラソン大会や長野市障害者スポーツ大会、各種パラスポーツの体験および観戦等ができる総合スポーツイベント等を開催するとともに、障害者スポーツの各種講習会を実施します。	スポーツ課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）

	各種大会・イベント 参加者数		
--	----------------	--	--

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
5112	障害者レクリエーション活動等支援事業補助金	継続	障害福祉課 スポーツ課
5113	長野県障がい者文化芸術祭開催協力	継続	障害福祉課

(2) スポーツ、文化芸術活動の環境整備、指導者養成事業

- 障害があっても気軽に楽しむことができるスポーツ、文化施設の整備を推進するとともに、障害者が施設を利用し易くするため、利用にかかる経済的負担を軽減します。
- 障害特性に応じた適切な指導ができる指導者の育成・確保に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
5121	市有施設の使用料等の減免（再掲）	継続	スポーツ課等

5-2 外出支援・移動手段の確保・充実

[現況と課題]

障害のある人が積極的に社会参加していくためには、ひとりひとりの障害の状態等に応じて気軽に外出できる環境づくりを推進していくことが重要です。

アンケート調査では、社会参加する場合に問題になることとして、「健康や体力に自信がない」に次いで「移動が大変」の割合が高くなっており、移動等が社会参加の壁となっている状況がうかがえます。また、9割近くの方が外出時の移動手段として「自家用車（本人又は家族の運転）」を使用し、そのうちの半数以上が、自家用車が使えなくなった場合の移動手段が「ない」と回答しています。

本市では、障害福祉サービスとして移動支援事業を実施しているほか、社会福祉協議会が実施する地域たすけあい事業において、通院時等の福祉車両による移送サービスを行っています。また、公共交通では、「長野市公共交通ビジョン」を推進する中で、地域住民が主役となった地域公共交通の構築を進めるとともに、障害者等がバスの乗降がしやすいよう、車両や停留所のバリアフリー化を推進しています。

今後も、障害特性に応じた外出・移動支援の充実に向けて、提供事業者の確保に努めるとともに、多様な手段により安心して移動できる地域公共交通網を構築していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 外出・移動支援の充実

- 屋外における移動が困難な視覚障害者や知的障害者等の外出を支援するため、同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実とその活用促進を図ります。
- 多様な主体によるきめ細かな外出支援の充実を図ります。

■目標設定事業

5211	移動支援（外出支援）		担当課
概要	移動に介助が必要な身体障害者や見守りが必要な知的障害者・精神障害者など単独では外出できない障害のある人に対して、ヘルパー事業所による移動支援を実施します。		障害福祉課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	移動支援 利用者数		
	同行援護 利用者数		
	行動援護 利用者数		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
5212	地域たすけあい事業補助金	継続	地域包括ケア推進課

(2) 移動手段の確保

- 長野市公共交通ビジョンに基づき、日常生活に欠かせない公共交通の維持・確保に努めるとともに、障害のある人に配慮した利用環境の整備を促進します。
- 障害特性や地域の実情に応じた多様な移動手段の確保に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
5221	福祉自動車運行事業	継続	福祉政策課（社協）
5222	障害者タクシー利用券交付事業	継続	障害福祉課
5223	リフト付きバス運行事業	継続	障害福祉課
5224	市バス等運行事業、循環バス、空白型乗合タクシー、中山間地域輸送システム、公共交通空白地有償運送、廃止路線代替バス、「長野市公共交通ビジョン」事業の推進	継続	交通政策課
5225	鉄道駅バリアフリー化設備等整備	継続	交通政策課
5226	バス路線図の作成・配布、ホームページへの掲載	継続	交通政策課
5227	自転車駐車場管理運営	継続	交通政策課
5228	運転免許取得助成及び自動車の改造補助事業	継続	障害福祉課
5229	福祉有償輸送運営協議会設置	継続	障害福祉課

第6章 母子保健・健康づくりの充実

6-1 母子保健事業の充実

[現況と課題]

障害や疾病の早期発見・早期療養につなげるとともに、母親の身体的安定・心理的安定のためには、妊娠、出産期からの切れ目のない包括的な支援が重要です。

本市では、法定となる1歳6か月、3歳児健診に加え、節目の時期での乳幼児健診、健康教室を実施し、母親同士のコミュニケーションの促進と障害・疾病の早期発見に努めています。また、心身や環境においてハイリスク因子を持つ妊産婦や乳幼児に対し、専門的・総合的な相談を実施し、出産・育児上の不安や悩みに寄り添った支援につなげています。

今後も、関係機関等と連携しながら、障害の早期発見と母子の心身の健康を確保していくための体制強化を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 障害・疾病等の早期発見

○乳幼児期における各種健康診査・検診の受診を促進し、障害、疾病等の早期発見と適切な治療・療育へとつなげます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6111	乳幼児健康診査	継続	健康課
6112	乳幼児健康教室	継続	健康課

(2) 健康・育児に関する相談体制の充実

○母子の健康や育児等について保健センターで相談を受け付けるとともに、保健所において、医師による診察と専門相談を実施します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6121	育児・健康相談	継続	健康課
6122	母子専門相談	継続	健康課
6123	こども相談室の相談事業	継続	子育て支援課
6124	健康カレンダー・子育てガイドブックによる情報提供	継続	健康課 子育て支援課

6-2 健康づくりの充実

[現況と課題]

ひとりひとりの障害の状態や環境等に応じて適切な健康管理を行っていくには、保健・医療における専門職等の連携が重要です。また、身体障害者では、内部機能障害の割合が高いほか、後天的疾患により障害を持つ人が9割以上であり、障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見・早期治療を推進していくことが重要です。

本市では、障害のある人も含め、各種健康診査・検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげるとともに、青年期からの糖尿病対策の実施など健康教育・指導等を通じて、障害の原因となる生活習慣病等の予防に努めています。また、健康に不安や心配がある場合など、必要に応じて保健師や管理栄養士、作業療法士、理学療法士等が相談に応じているほか、精神疾患及び難病患者に対して専門医から助言をもらう機会を設け、病気に対する理解や精神的負担の軽減を図っています。

今後は、特に生活の質を大きく低下させる人工透析への移行を抑制させるための取組を推進する必要があります。また、精神疾患患者や難病患者の家族のメンタル面の支援を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 疾病等の予防と早期発見・早期治療

○生活習慣病の発症予防、重症化予防により、障害の原因となる脳血管疾患や、糖尿病性腎症を防げるよう、健康診査、保健指導、健康教育などの健康増進事業の一層の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6211	健康相談事業	継続	健康課
6212	各種健康教室、栄養・運動指導等	継続	健康課
6213	各種がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診	継続	健康課
6214	長野市国保特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診・保健指導、30歳代の国保健診・保健指導	継続	国民健康保険課 健康課
6215	定期予防接種の実施	継続	健康課

(2) 心の健康づくりの推進

- 学校や職場、地域等と連携・協力しながら、心の健康づくりのための取組を推進します。
- 健康相談や電話相談において、心の問題に対する相談を受け付けるとともに、精神保健にかかる各種相談窓口を周知します。
- 精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を図り、早期受診、早期治療を促進します。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6221	こどもの心事例検討会	継続	学校教育課

(3) 保健・医療に関する相談体制の充実

○医療機関と連携し、精神保健や難病等に関する専門的な相談体制の充実を図ります。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
6231	訪問保健指導、難病健康相談	継続	健康課
6232	精神保健相談、難病医療・生活相談	継続	健康課

第7章 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

7-1 防災・防犯対策の強化

[現況と課題]

東日本大震災や令和元年に発生した台風19号による甚大な被害等、度重なる自然災害の経験から、災害時における障害者の避難支援の重要性が浮き彫りになりました。地域住民の理解と協力を得ながら、障害のある人が安全に避難し、安心して避難生活を送ることができる環境・体制の強化を図っていく必要があります。

アンケート調査では、急病や災害時に手助けをしてくれる人が身近に「いない」あるいは「わからない」と回答した人が2割半ばとなっています。また、災害時の不安について、「自力で避難できるかどうか」が不安の割合が最も高くなっており、地域との連携・協力を得ながら、避難支援体制の構築を図るとともに、障害特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができる避難所運営の体制づくりを図っていく必要があります。

防犯対策では、障害特性によっては犯罪の被害者となる危険性が高いほか、警察への通報や相談にも困難を伴うことが多いことから、家族やサービス事業者など周囲の関係者をはじめ、地域全体による見守りや防犯活動の充実を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 防災対策の推進

- 災害時に配慮が必要な障害のある人の把握と台帳づくりを進めるとともに、地域や事業所等の協力・連携のもと、個人ごとの避難支援計画の作成を進めます。
- 災害発生時又は緊急時において、当事者と迅速かつ確実に情報が共有できるよう、障害特性に応じた伝達体制の強化を図ります。
- 災害時の避難場所等において、障害のある人に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。
- さまざまな災害を想定した訓練を行うなど、災害発生時における迅速な判断と適切な対応をするための準備をするとともに、障害のある人や家族等への積極的な参加と住民への啓発活動を行います。

■目標設定事業

7111	災害時における応援協定	担当課	
概要	施設入所系サービス事業所における災害時の安全を確保するため、入所施設を主体として地域との応援協定締結の促進を図ります。	消防局予防課	
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	応援協定締結数	7	13

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7112	避難行動要支援者支援	継続	福祉政策課 危機管理防災課
7113	災害時避難所一覧作成	継続	危機管理防災課
7114	緊急通報装置設置事業	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課
7115	F A X119	継続	消防局通信指令課
7116	N E T119	新規	消防局通信指令課
7117	火事をなくする市民運動	継続	消防局予防課

(2) 防犯対策の推進

- 関係機関と連携を図り、犯罪に巻き込まれないための対策や行動等についての啓発活動や情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員や行政地区、ボランティア及び関係機関等と連携しながら、地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を促進します。
- 消費者被害防止に向けた意識啓発・広報活動、消費者教育等の充実に努めるとともに、関係機関との連携・協力体制のもと、特殊詐欺や悪質商法による被害の防止・早期発見に努めます。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7121	消費者被害防止に向けた広報啓発・出前講座	継続	市民窓口課

7-2 ユニバーサルデザインの推進

[現況と課題]

誰もが住みやすいまちづくりに向けて、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除き、誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」の視点が求められています。

アンケート調査では、外出時に困ることとして、「建物の階段・段差」、「歩道・通路の段差・障害物」等バリアフリーに関する項目が上位となっているほか、精神障害、発達障害のある人では「周囲の目が気になる」の割合が最も高くなっており、ハード面だけでなく「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

本市では、各種法令に基づき、公共施設や鉄道駅、道路等のバリアフリー化の計画的な整備を推進するとともに、市有施設の建設や改修にあたっては、障害のある人の意見を聞く機会を設けています。また、通行の支障となる放置自転車や路上への看板・のぼり旗等の違法占用に対する定期的なパトロールを実施しています。

引き続き、ハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、困った人を見かけた際の声がけや配慮などにより社会的バリアを除去していく地域づくりなど、心のバリアフリーの更なる推進を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 移動しやすい環境の整備

- 既存の公共建築物の点検を行い、危険箇所の改修工事を行うとともに、バリアフリー新法に基づく施設整備・改修を計画的に推進します。
- 新たな公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー新法等の法に基づいた施設整備を行うとともに、引き続き障害当事者の意見を聞く機会を設けます。
- 鉄道事業者等の交通関係者や民間事業者等によるバリアフリー化に向けた整備を促進します。
- 道路の整備に際し、歩道の適切な幅員の確保や点字ブロックの設置、段差の解消等、障害のある人に配慮した整備を推進します。

■目標設定事業

7211	まちかど点検事業		担当課
概要	障害者団体及び関係各課でまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を推進します。		障害福祉課 道路課 維持課
目標	指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
	改善工事箇所		

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7212	「バリアフリー新法」等に基づく指導・啓発	継続	建築指導課
7213	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業	継続	市街地整備課
7214	公衆トイレの整備及び維持管理事業	継続	衛生センター

事業 No	事業名	方向性	担当課
7215	新規公園建設事業・既存公園改修事業	継続	公園緑地課
7216	市有施設整備への助言	継続	障害福祉課 建築課
7217	鉄道駅バリアフリー化設備等整備（再掲）	継続	交通政策課
7218	視覚障害者誘導用ブロック設置工事	継続	道路課
7219	あんしん歩行空間事業	継続	道路課
72110	放置自転車対策事業及び指導啓発	継続	交通政策課 監理課
72111	ユニバーサルデザイン推進体制の構築	継続	障害福祉課

（２）住環境の整備・改善

○障害に対応した住宅改修等の環境整備を支援するため、改修費用の助成や技術的な助言等を行います。

○市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人や高齢者世帯の空き住宅が確保された場合は、優先入居として募集を行います。

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7221	身体障害者住宅整備補助事業	継続	障害福祉課
7222	車いす用等住宅の整備	継続	住宅課
7223	住宅相談	継続	住宅課

7-3 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

[現況と課題]

障害者にとっても健常者にとっても、誰もが暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すには、幅広い施策を推進することが不可欠とされ、この立法措置として「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が平成30年12月に施行されました。

この法律で地方公共団体は、「ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する」とされ、次の5項目を掲げています。

- (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
- (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参加する機会の確保
- (3) 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること
- (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、かつ利用できること
- (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする

また、国では、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議が設置され、関連する法の整備が進められています。

さらに、これらの法では、地方公共団体が推進に関する計画を定めるよう努めるものとしたものがありますが、既存計画の中には相互に関連性が高いものもあり、いずれも障害がある方への配慮を施策としていることから、以下の通り整理し、関連する分野・施策とのつながりを提示するとともに、アンケート調査や評価・見直しを一体的に進めるものとしします。

[関連する計画の位置付け]

(1) 成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

すでに令和2年度から令和3年度までの2年間の計画期間とする「長野市成年後見制度利用促進基本計画骨子」が策定されていますが、令和4年度からを計画期間とする次期「長野市地域福祉計画」に統合し、一体的に策定する予定となっています。

関連する計画として、令和3年度からを計画期間とする本計画のほか、次期「長野市高齢者基本計画」及び「長野市介護保険事業計画」がありますが、「長野市成年後見制度利用促進基本計画骨子」の内容を盛り込むことで、アンケート調査や評価・見直しを一体的に進めるものとしします。

■関連計画

計画名	計画期間
長野市成年後見制度利用促進基本計画骨子	令和2～3年度
長野市地域福祉計画	平成28年度～令和3年度
長野市高齢者基本計画	令和3年度～令和5年度
長野市介護保険事業計画	
長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7311	障害者相談支援（成年後見制度）（再掲）	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課
7312	成年後見制度利用促進事業	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課
7313	法人後見事業	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課
7314	後見ネットワーク推進事業	継続	障害福祉課 地域包括ケア推進課

（2）移動等円滑化促進方針（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的としたものです。

主にハード面の施策について採り上げるもので、関連する計画として「長野市地域公共交通網形成計画」などとの調和が求められることから、関連計画の次期改定にあたっては、「移動等円滑化促進計画」の趣旨・目的を踏まえ、それぞれの計画に反映していくものとします。

これにより、すでに行っている住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他関係者の意見聴取を一元化できるほか、アンケート調査や評価・見直しを一体的に進めることができます。

■関連計画

計画名	計画期間
長野市地域公共交通網形成計画	平成29年度～令和3年度
長野市中心市街地活性化プラン	平成29年度～令和3年度
長野市都市計画マスタープラン	平成29年度～
長野市障害者基本計画	平成23年度～令和2年度

■主な関連事業

事業 No	事業名	方向性	担当課
7321	「バリアフリー新法」等に基づく指導・啓発（再掲）	継続	建築指導課
7322	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業（再掲）	継続	市街地整備課

事業 No	事業名	方向性	担当課
7323	公衆トイレの整備及び維持管理事業（再掲）	継続	衛生センター
7324	新規公園建設事業・既存公園の改修事業（再掲）	継続	公園緑地課
7325	鉄道駅バリアフリー化設備等整備（再掲）	継続	交通政策課
7326	視覚障害者誘導用ブロック設置工事（再掲）	継続	道路課
7327	あんしん歩行空間事業（再掲）	継続	道路課
7328	放置自転車対策事業及び指導啓発（再掲）	継続	交通政策課 監理課
7329	ユニバーサルデザイン推進体制の構築（再掲）	継続	障害福祉課

（3）障害者文化芸術活動推進計画（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としたもので、次の視点を基本理念として掲げています。

- ・ 障害者による文化芸術活動の幅広い促進
- ・ 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- ・ 地域における障害者の作品等の発表、交流の促進による心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

関連する計画として「長野市文化芸術振興計画」などとの調和が求められることから、関連計画の次期改定にあたっては、「障害者文化芸術活動推進計画」の趣旨・目的を踏まえ、それぞれの計画に反映し、一体的に進めていくものとします。

■関連計画

計画名	計画期間
長野市文化芸術振興計画	平成 29 年度～令和 8 年度
長野市障害者基本計画	令和 3 年度～令和 8 年度

（4）読書環境整備推進計画（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

関連する計画として「長野市子ども読書活動推進計画」などとの調和が求められることから、関連計画の次期改定にあたっては、「読書環境整備推進計画」の趣旨・目的を踏まえ、それぞれの計画に反映し、一体的に進めていくものとします。

■関連計画

計画名	計画期間
長野市子ども読書活動推進計画	平成 30 年度～令和 4 年度
長野市図書館基本計画	平成 28 年度～令和 3 年度

計画名	計画期間
長野市障害者基本計画	令和3年度～令和8年度

用語解説

アクセシビリティ

さまざまな製品や情報、サービスを、障害者や高齢者を含む誰もが不自由なく利用できるかどうかの度合いを示す。また、建物などへの近づき易さ、交通の便を示す。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育。障害児が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、ひとりひとりの状況に合わせて提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第 24 条）に基づく理念。

情報アクセシビリティ

障害者や高齢者を含む誰もが情報を得られ易いかどうかの度合いを示す。

ジョブコーチ支援

障害者、事業主、障害者の家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援をする公的なサポート制度。

トライアル雇用制度

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。

ピア・カウンセリング

同じ障害を持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング。